

医療介護総合確保促進法に基づく

埼玉県計画

平成26年10月

埼玉県

目 次

1. 計画の基本的事項

- (1) 計画の基本的な考え方 1
- (2) 医療介護総合確保区域の設定 3
- (3) 計画の目標の設定等 3

2. 事業の評価方法

- (1) 関係者からの意見聴取の方法 8
- (2) 事後評価の方法 8

3. 計画に基づき実施する事業 9

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

本計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に基づいて作成するもので、基本的な考え方は以下のとおりである。

① 医療機関の機能分化・連携の促進

高齢化や疾病構造の変化、医療の高度化・専門化などが進展する中、患者が住み慣れた地域において良質かつ適切な医療を効率的に受けられる体制としての在宅医療が求められている。

そのためには、地域の医療機関が急性期医療の機能、回復期医療の機能、在宅医療の機能など、機能を分担（機能分化）して医療を提供する体制が重要である。

また、機能分化した医療機関が効率的かつ効果的に切れ目のない医療を提供するためには、各医療機関の充実した連携体制が必要不可欠である。

地域における医療機関の機能分化と医療連携体制の構築を促進し、「医療機関完結型医療」から「地域完結型医療」への転換を図っていく必要がある。

② 在宅医療の推進

疾病構造の変化や高齢化、患者のQOL（生活の質）の向上を重視した医療への期待の高まりにより、在宅医療のニーズが増加・多様化している中で、次のような課題がある。

- ・在宅医療は、慢性期及び回復期患者の受け皿としての機能を期待されており、そのための入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援の充実。
- ・在宅医療における、日常の療養生活の支援として24時間対応、急変時の対応及び看取りを行うための連携体制の構築。
- ・口腔機能低下や誤嚥性肺炎の予防等のための、在宅療養者の歯科受療の促進。
- ・在宅療養者の薬剤管理における、薬剤の不適切な保管状況、服薬に関する理解不足や薬剤の飲み忘れ等。
- ・自宅での療養希望者に対する、急変時の対応に関する不安や家族への負担軽減。
- ・終末期においても可能な限り自宅での療養を望む患者に対する療養生活支援と、患者や家族が希望した場合に自宅で最期を迎えることを可能にする医療及び介護体制の構築。
- ・在宅医療に関わる機関による、介護施設等による看取りの支援。
- ・多職種協働による包括的かつ継続的な医療を提供するための、地域における病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護サービス事業所などの連携体制の構築。

③ 医師及び看護職員の確保

平成24年12月末現在、県内の医療施設等で就業している医師数は11,143人であり、平成14年(8,932人)と比べ2,211人、24.8%増加している。しかし、人口10万人対では154.5人であり、全国(237.8人)を大きく下回り、全国最下位となっている(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」)。

今後、本県は高齢化の急速な進行による医療需要の急増が見込まれており、これに対応するための医師の確保は喫緊の課題となっている。

また、周産期、小児救急、救急医療体制を確保するため、産科、小児、救急等を担当する医師の確保も大きな課題となっている。

一方、看護職員については、平成24年12月末現在、県内の医療施設等で就業している看護職員数は、下記の表のとおりとなっており、平成14年と比べ36.1%増加している。しかし、人口10万人対では、各職種とも都道府県順位では下位となっており、医師同様に不足している状況である(厚生労働省「衛生行政報告例」)。

「第7次埼玉県看護職員需給見通し」(H23~H27)では、看護職員(常勤換算)は、平成23年末で929.9人、平成27年末でも1,089.3人不足すると見込まれており、看護職員の確保対策を継続して推進する必要がある。

また、看護基礎教育においては、充実した臨地実習等による実践能力の向上や、医療の高度化・専門化に対応するためのより高度な知識と技術を有する看護職員の養成・確保が必要となっている。

医師数の推移

年次	実数(人)	人口10万人対医師数(人)	
		埼玉	全国
平成14年	8,932	127.6	206.1
20年	10,393	146.1	224.5
22年	10,689	148.6	230.4
24年	11,143	154.5	237.8

看護職員数の推移(1)

年次	実数(人)			
	保健師	助産師	看護師	准看護師
平成14年	1,337	893	23,555	15,338
20年	1,616	1,150	31,652	15,333
22年	1,670	1,182	35,031	15,409
24年	1,719	1,280	38,109	14,877

看護職員数の推移（２）

年次	人口10万人対就業者数（人）							
	埼 玉				全 国			
	保健師	助産師	看護師	准看護師	保健師	助産師	看護師	准看護師
平成14年	19.1	12.8	336.5	219.1	30.1	19.1	552.4	308.7
20年	22.7	16.2	445.0	215.6	34.0	21.8	687.0	293.7
22年	23.2	16.4	486.9	214.2	35.2	23.2	744.0	287.5
24年	23.8	17.7	528.4	206.3	37.1	25.0	796.6	280.6
全国順位	46位	47位	47位	41位				

本県におけるこれらの喫緊の課題と状況を踏まえた上で、医療機関の機能分化と連携の促進、在宅医療の推進及び医療従事者の確保のために、本計画を策定する。

（２）医療介護総合確保区域の設定

埼玉県における医療介護総合確保区域については、二次保健医療圏域及び老人福祉圏域と同じとする。

（３）計画の目標の設定等

■県全体

①指標

第6次埼玉県地域保健医療計画における以下の目標を指標とすることで、地域保健医療計画との整合性を図ることとする。

○在宅療養支援診療所数

432か所（H23年度末） → 700か所（H29年度末）

○24時間の定期巡回・随時対応サービスを利用できる市町村数

0市町村（H23年度末） → 全市町村（H28年度末）

○在宅看取り数の割合（自宅・老人ホームでの看取り）

14.7%（H23年度） → 18.7%（H29年度）

○臨床研修医の採用実績

1,500人（H24年度～H28年度累計）

○認定看護師を配置する高度専門病院（※）の割合

41%（H24年） → 100%（H28年）

※救命救急センター、周産期母子医療センター、がん診療連携拠点病院、県がん診療指定病院

○医師数（人口10万人対）

142.6人（全国最下位・H22年） → 全国最下位脱出（H28年）

○看護職員就業者数（実員）

53,292人（H22年末） → 63,500人（H28年末）

② 医療と介護の総合的な確保に向けた取組

(在宅医療の推進)

- 在宅療養移行に向けての退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、在宅における看取りなど在宅医療を担う機関相互の連携強化を図る。また、在宅医療の推進において、地域に身近な保健所が積極的に関与し取組の推進を図る。
- 在宅医療において、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護職員など多職種が互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制を構築する。
- かかりつけ医を支援する地域の中核的な医療機関を育成し、地域完結型の医療提供体制の整備を図る。
- 在宅患者訪問薬剤管理指導や医療用麻薬の調剤などに対応できる薬局の整備を促進するとともに、地域の医療機関などとの連携の促進を図る。
- 介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムを構築する。
- 急増する認知症高齢者とその家族を支援するため、総合的な対策を推進する。
- 要介護高齢者等の支援ネットワークの充実や地域支え合いの仕組みの推進、地域のつながり再生に取り組む。

(医療従事者の確保)

- 産科・小児科・救急などを担当する医師の確保促進
- 埼玉県総合医局機構及び地域医療支援センターの運営
- 医科歯科連携の推進
- 医師の養成方策の検討や定着の支援
- 開業医の支援による病院勤務医の負担軽減
- 女性医師に対する就業支援策の推進
- 就業を希望する医師等の情報や医療機関の求人情報の提供
- 医師等に対するキャリア形成の支援
- 看護師の定着・就労の支援及び離職した看護師の復職支援
- 看護師の質的・量的な確保の推進
- 看護師等に対する研修制度の整備充実
- 救急・周産期・がんなど専門分野の看護師の養成・確保の推進

③ 計画期間

平成26年 4月 1日 ～ 平成30年 3月31日

■南部区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

南部区域では、がん医療について必要な医療を地域全体で切れ目なく提供できる医療連携体制の構築が課題であり、がんの罹患率減と死亡率の減少を目指した医療体制の充実を目標とする。

また、在宅医療について、ニーズの増加や多様化への対応や地域包括ケア体制の整備充実が課題であり、かかりつけ医等による在宅医療の充実や看護・介護サービス等との連携体制の充実強化による地域包括ケアシステムの構築を目標とする。

○計画期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日

■南西部区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

南西部区域では、夜間の初期救急患者に対応する医療体制の整備が課題であり、特に喫緊の課題である小児救急体制や周産期医療体制の整備を目標とする。

また、精神疾患については、近年における患者数の急増が課題であり、病状やニーズに応じた適切な医療・福祉サービスと、住み慣れた地域で安心して生活が継続できる体制づくりを目標とする。

さらに歯周疾患については、脳血管疾患や糖尿病などの全身疾患との関連性も指摘される中での関係機関との連携が課題であり、県民のライフステージを通じた歯科口腔保健の体制整備を目標とする。

○計画期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日

■東部区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

東部区域では、初期及び第二次救急医療体制について、現行体制の維持と地域の実情に応じた体制の充実を図ることが課題であり、急病等の子どもが必要な時に適切な医療を受けることができるよう、小児救急医療体制の維持・充実を目標とする。

○計画期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日

■さいたま区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

さいたま区域では、死亡数・死亡率とも毎年増加しているがん医療について、必要な医療を地域全体で切れ目なく提供できるような医療連携体制の構築が課題であり、地域がん診療連携拠点病院を中心とした医療体制の充実・強化や質の高い療養生活のための関係機関の連携を目標とする。

また、認知症については在宅生活の支援が課題であり、医療と介護の連携体制の強化を目標とする。

さらに在宅医療については、患者のニーズに合った包括的かつ継続的な医療の提供が課題であり、基幹病院とかかりつけ医が機能分担する病病連携や病診連携の充実、地域において在宅療養を支援する連携体制の強化を目標とする。

○計画期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日

■県央区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

県央区域では、休日や夜間の小児救急患者を受け入れる初期及び二次の救急医療体制のさらなる拡充が課題であり、小児救急医療体制の充実を目標とする。

また、在宅医療については、ニーズの多様化への対応や多職種協同による包括的

なケア体制の構築、在宅療養支援に関わる人材の確保や資質向上が課題であり、地域の関係機関・団体の連携強化、誰もが安心して在宅療養支援できる支援体制の構築を目標とする。

○計画期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日

■川越比企区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

川越比企区域では、歯科疾患について、生涯にわたるきめ細かな歯科口腔保健サービスの構築や歯科口腔保健対策の総合的な推進が課題であり、乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた効果的な歯科口腔保健の推進を目標とする。

併せて、在宅で療養する患者や老人福祉施設等の入所者が質の高い生活を送れるように歯科診療の提供及び口腔ケアの普及を目標とする。

○計画期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日

■西部区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

西部区域では、小児救急医療について、輪番制参加病院の空白日があるなど医療体制の十分な確保が課題であり、休日や夜間においても、急病や事故に遭った子どもが必要な医療を適切に受けられるよう、小児救急医療体制の整備を目標とする。

また、精神疾患については、高齢化に伴う認知症患者の増加への対応が課題であり、病状やニーズに応じた適切な医療・福祉サービスと住み慣れた地域で安心して生活が継続できる体制づくりを目標とする。

○計画期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日

■利根区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

利根区域では、脳卒中医療について、患者が病期に応じた最適な治療やリハビリが受けられる脳卒中医療連携システムの構築と推進が課題であり、利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」における地域連携クリティカルパスを活用するなど、プレホスピタル・ケアから在宅医療に係る複数の機関における患者情報共有化と良質な医療の提供を目標とする。

また、在宅医療については、急変時の対応への不安や家族負担に対する懸念が、在宅療養を継続させるうえで課題となっており、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護職員など多職種が連携したチームによる、患者・家族のサポート体制構築を目標とする。

○計画期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日

■北部区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

北部区域では、小児救急について、輪番制参加病院の維持・確保が課題であり、病院や医師会などの協力により、小児二次救急医療体制の整備の推進を目標とする。

また、在宅医療については、入院時から退院後の生活を見据えた退院支援の充実や質の高い在宅医療の提供が課題であり、地域の診療所と病院との医療連携や、内科・歯科・看護・薬局など在宅医療に関わる医療関係者、介護・福祉の関係者間の連携構築を目標とする。

さらに精神疾患については、急速な高齢化に伴う認知症高齢者の増加への対応が課題であり、地域ケア体制の充実を図ることを目標とする。

○計画期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日

■秩父区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

秩父区域では、救急医療について、二次救急医療と小児初期救急医療の体制の維持していくことが課題であり、郡市医師会の協力を得て小児初期救急医療体制や二次救急輪番病院への医師相互派遣事業の継続を目標とする。

また、産科医療及び小児・周産期医療については、医療体制の確保が喫緊の課題であり、郡市医師会、地元公立病院、行政機関等が協力して医療従事者不足等の産科医療機関を支援するとともに、公立病院等への産科医療の施設整備推進を目標とする。

さらに、在宅医療については、急激な高齢化への対応や生涯を通じた生活習慣病対策を実施できる地域医療体制の整備が課題であり、関係機関の多職種連携、地域クリティカルパスの整備や内科・歯科の訪問診療や訪問看護、終末期医療への対応などを目標とする。

○計画期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

平成26年4月 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と打合せ

平成26年5月 県医師会、県歯科医師会、県看護協会、訪問看護ステーション連絡協議会と打合せ

平成26年6月 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、訪問看護ステーション連絡協議会と打合せ

平成26年6月～7月 県内各病院へ意見照会

平成26年7月 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、訪問看護ステーション連絡協議会、県精神科病院協会と打合せ

平成26年8月 県医師会、県歯科医師会と打合せ

平成26年8月～9月 県内市町村へ意見照会

平成26年9月 県歯科医師会、県薬剤師会と打合せ

(2) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、埼玉県地域医療対策協議会、及び各区域に設置されている地域保健医療協議会等の意見を聴きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

3. 計画に基づき実施する事業

居宅等における医療の提供に関する事業

- (P. 10) 地域包括ケア推進のための在宅医療提供体制充実支援事業
- (P. 11) 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施
- (P. 12) 精神科病院退院支援事業
- (P. 13) 在宅医療提供薬局支援事業
- (P. 14) 地域在宅歯科医療推進体制整備事業

医療従事者の確保に関する事業

- (P. 15) 埼玉版ER病院等の支援
- (P. 16) 地域医療支援センターの運営
- (P. 17) 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援
- (P. 18) 救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施
- (P. 19) 女性医師等の離職防止や再就業の促進
- (P. 20) 新人看護職員の質の向上を図るための研修
- (P. 21) 看護職員の資質の向上を図るための研修
- (P. 22) 離職防止を始めとする看護職員の確保対策
- (P. 23) 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備
- (P. 24) 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進
- (P. 25) 看護職員の就労環境改善のための体制整備
- (P. 26) 看護職員の勤務環境改善のための施設整備
- (P. 27) 勤務環境改善支援センターの運営
- (P. 28) 休日・夜間の小児救急医療体制の整備
- (P. 29) 電話による小児患者の相談体制の整備
- (P. 30) 医師の勤務環境改善

事業の区分	居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	地域包括ケア推進のための在宅医療提供体制充実支援事業				【総事業費】	1,447,237 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県医師会又は医療機関						
事業の目標	<p>全ての市町村が平成30年度までに介護保険の地域支援事業として、在宅医療・介護連携推進事業を実施できるよう、県が基礎となる仕組みとして在宅医療提供体制の充実のための拠点を整備する。</p> <p>・在宅医療連携拠点 平成27年度 15か所 平成28～29年度：30か所</p>						
事業の期間	平成27年1月～平成30年3月						
事業の内容	<p>「埼玉版チーム訪問診療による新たな「往診」の仕組み」を郡市医師会・市町村・医療機関が一体となって実現する。</p> <p>具体的には、在宅療養に必要な一連のツール（訪問診療医の情報の集約、患者情報の共有、後方支援ベッド確保等）をそろえ、専任のコーディネーターが積極的なアウトリーチ等により在宅療養患者を支援する。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,447,237(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	964,824(千円)		民	964,824(千円)
			都道府県	482,413(千円)			
		その他	0(千円)				うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
備考(注4)	H26年度：200千円、H27年度：307,900千円、 H28年度：580,000千円、H29年度：559,137千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

事業の区分	居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施			【総事業費】	26,083 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	埼玉県看護協会、埼玉県訪問看護ステーション連絡協議会					
事業の目標	<p>訪問看護分野の研修を行うことにより、訪問看護の人材育成を図る。また、全県をカバーするワンストップ窓口を設置し、退院支援の仕組みづくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護人材育成研修 3人 ・訪問看護ステーション人材確保支援事業 20人 ・訪問看護事業所管理者研修 80人 					
事業の期間	平成27年1月～平成30年3月					
事業の内容	<p>○訪問看護人材育成研修の実施</p> <p>○訪問看護ステーション人材確保支援事業</p> <p>○訪問看護事業所管理者研修の実施</p> <p>○訪問看護を活用した入院患者の在宅移行の支援</p> <p>○ワンストップで訪問看護に繋がる退院支援の仕組みづくり</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	26,083(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
	基金	国	17,388(千円)		民	17,388 (千円)
		都道府県	8,695(千円)			
	その他	0(千円)	うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)			
備考(注4)	H26年度：100千円、H27年度：7,955千円、 H28年度：9,014千円、H29年度：9,014千円					

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	精神科病院退院支援事業				【総事業費】 11,466 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	精神科病院						
事業の目標	精神科病院入院患者の退院促進を図る。						
事業の期間	平成27年1月～平成29年3月						
事業の内容	精神科病院入院患者の退院後の生活環境支援（介護サービス、障害福祉サービス等の利用）のため、本人や家族等から地域援助事業者等の出席を希望する場合に、院内で開催する医療保護入院退院支援委員会に援助事業者等を招へいするための経費の一部を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		11,466(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	3,822(千円)
		基金	国	3,822(千円)		民	(千円)
			都道府県	1,911(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) (千円)
		その他		5,733(千円)			
備考(注4)	H26年度：533千円、H27年度：2,600千円、 H28年度：2,600千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

事業の区分	居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅医療提供薬局支援事業			【総事業費】	40,319 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県、埼玉県薬剤師会						
事業の目標	無菌調剤室の共同利用届出薬局数 41 → 70						
事業の期間	平成27年1月～平成28年3月						
事業の内容	<p>在宅医療を提供できる薬局の整備を支援するとともに、医療・介護従事者との連携を図るため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○無菌調剤室の未整備地区への設置補助 ○無菌調剤室の共同利用促進のためのメンテナンス費用補助 ○在宅医療に必要な衛生材料等の円滑供給体制の整備 ○訪問薬剤管理指導実施薬局の周知 ○お薬手帳とピクトグラムシールを活用した多職種連携モデル事業 ○無菌調剤室の共同利用を促進するための薬剤師と多職種との顔の見える関係の構築 ○多職種連携ツールとしての電子お薬手帳導入の検討 ○地域包括支援センターを活用した薬局に対する在宅医療ニーズの実態調査 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		40,319(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	18,885(千円)			
			都道府県	9,434(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)	
		その他	12,000(千円)				
備考(注4)	H26年度：1,890千円、H27年度：26,429千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	地域在宅歯科医療推進体制整備事業				【総事業費】 207,715千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県、埼玉県歯科医師会						
事業の目標	アウトカム：拠点・支援体制の整備数（郡市歯科医師会単位） アウトプット：拠点・支援体制の整備数のうち、実際に多職種連携に関する取組を実施した拠点数（郡市歯科医師会単位）						
事業の期間	平成26年4月～平成28年3月						
事業の内容	<p>歯科保健医療を必要としながら提供されていない高齢者等に、必要な在宅歯科医療・歯科保健を提供するため、地域で相談できる窓口を設置し、適切な歯科医療を提供する体制づくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内19地域に在宅歯科医療を推進するための拠点を設置し、歯科衛生士を配置して相談対応や受診調整を行うとともに、在宅歯科医療に必要な機器の貸出を行う。 ・地域の病院と連携し入退院時を含めた切れ目のない歯科治療を提供するため、歯科医師を病院へ派遣し入院患者の口腔内状況を把握することや、歯科医師等が、がん・糖尿病・認知症等の疾患の理解を深める研修を実施する。 ・在宅歯科医療・歯科保健を推進するために、新たに必要となる歯科衛生士を確保するため、復職支援のための研修会や相談会を実施する。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		207,715(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	138,476 (千円)
		基金	国	138,476(千円)		民	(千円)
			都道府県	69,239(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他	(千円)	(千円)			
備考(注4)	H26年度：98,120千円、H27年度：109,595千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業					
事業名	埼玉版E R病院等の支援				【総事業費】	90,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	埼玉県、医療機関					
事業の目標	<p>アウトプット：埼玉版E R病院及び救命救急センターに緊急入院した患者について、転院を受け入れる他の医療機関に補助することにより、当該患者の転院が速やかに行われる体制を整備する。</p> <p>アウトカム：E R病院等の負担軽減及び緊急入院の円滑な受入れの促進</p>					
事業の期間	平成26年4月～平成29年3月					
事業の内容	埼玉版E R病院又は救命救急センターと他の医療機関が、埼玉版E R病院等に緊急入院した患者の受け入れに関し、受け入れ数等についてあらかじめ協定を締結した場合、当該協定に基づいた転院の受入に関し、実績に応じた補助を行う。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	90,000(千円)	基金充当額	公	0(千円)
		基金	国	（国費） における 公民の別 （注2）	民	60,000(千円)
			都道府県			
		その他	0(千円)			うち受託事業等 （再掲）（注3） （千円）
備考（注4）	H26：300千円、H27：34,680千円、 H28：55,020千円					

（注2）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注3）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注4）備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業						
事業名	地域医療支援センターの運営				【総事業費】	27,680 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県、埼玉県医師会、埼玉県薬剤師会、埼玉県公的病院協議会、埼玉医科大学						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な医師バンクの運営 ・ベテラン指導医の県内病院への派遣 ・キャリアアッププログラムの策定：専門医（基本領域 19 領域で作成） ・医療体験への県内高校生の参加：160名（40名×4回） 						
事業の期間	平成26年4月～平成27年3月						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県総合医局機構を運営し、医師確保や派遣、医師のキャリア形成支援並びに医師や医学生が必要とする情報提供などを行う。 ・病院見学や医療体験を行い、医師を目指す高校生の志を養成する。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		27,680 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	18,453 (千円)
		基金	国	18,453 (千円)		民	0 (千円)
			都道府県	9,227 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		0 (千円)			
備考 (注4)	H26 年度：27,680 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業						
事業名	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援				【総事業費】 88,001 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県						
事業の目標	産科、小児科（新生児医療）を担当する医師等の不足により診療体制を維持することが困難な病院が増加している。そこで、こうした医師等の処遇改善を推進して離職防止を図ることにより、医療体制を維持する。 ・産科医等手当：50施設 ・新生児救急担当医手当：3施設						
事業の期間	平成26年4月～平成27年3月						
事業の内容	<p>(1) 産科医等手当支給支援事業 分娩を取り扱う医師等に分娩手当を支給する医療機関等に対して、その一部を補助する。※市町村が補助事業者となり、県からの補助に上乗せ補助を行うことが可能。</p> <p>(2) 新生児救急担当医手当支給支援事業 NICUを利用する新生児の診療を行う小児科医に対する手当の一部を補助する。※市町村が補助事業者となり、県からの補助に上乗せ補助を行うことが可能。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		88,001 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	1,420 (千円)
		基金	国	58,667 (千円)		民	57,247 (千円)
			都道府県	29,334 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) (千円)
		その他		0 (千円)			
備考(注4)	H26年度：88,001 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業						
事業名	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施					【総事業費】 1,285 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県						
事業の目標	内科医など、小児科専門ではないが、普段から小児患者を診ている医師に対して小児救急の研修を実施することにより、小児救急医療の充実を図る。 ・研修会参加人数：30人						
事業の期間	平成26年7月～平成27年3月						
事業の内容	○小児医療研修事業 内科医等で小児患者を診察する可能性のある医師を対象として、小児の初期救急患者に対応するための知識、技術の習得を目的とし、実技研修を含め実践的な研修を実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費	1,285 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0 (千円)	
		基金	国		856 (千円)	民	856 (千円)
			都道府県		429 (千円)		うち受託事業等 (再掲) (注3) (千円)
		その他	0 (千円)				
備考(注4)	H26年度：1,285千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業						
事業名	女性医師等の離職防止や再就業の促進				【総事業費】 10,959 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県、埼玉県医師会						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県女性医師支援センターの効果的な運用 ・女性医師の短時間雇用を実施する際の代替医師の雇用：15名 						
事業の期間	平成26年4月～平成27年3月						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県女性医師支援センターを運営するとともに、女性医師の復職研修を行う病院への助成などを実施し、相談から復職まで一体的な女性医師支援を行う。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		10,959 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0 (千円)
		基金	国	7,306 (千円)		民	7,306 (千円)
			都道府県	3,653 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		0 (千円)			(千円)
備考 (注4)	H26 年度：10,959 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業						
事業名	新人看護職員の質の向上を図るための研修					【総事業費】 87,618 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県、埼玉県看護協会						
事業の目標	新人看護職員に対する研修を実施することにより離職率を下げる。 ・新人看護職員合同研修 2,300人から2,400人 ・研修責任者研修 100人から110人						
事業の期間	平成26年4月～平成28年3月						
事業の内容	国のガイドラインに沿った新人看護職員研修の普及を図るため、同研修を実施する病院等に対し事業費を補助する。また、新人看護職員を一堂に集めて合同研修を実施する。 その他、新人看護職員の研修責任者等が指導者として必要な能力を修得するための研修も実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		87,618(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	17,184(千円)
		基金	国	58,412(千円)		民	41,228(千円)
			都道府県	29,206(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	H26年度：58,336千円、H27年度：29,282千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業					
事業名	看護職員の資質の向上を図るための研修					【総事業費】 29,693 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	埼玉県、埼玉県看護協会					
事業の目標	救急、周産期、がん、在宅医療の充実強化のために専門的な能力を持つ人材を確保する。 ・ 県内施設への認定看護師派遣 60人から100人 ・ 研修 30人から50人					
事業の期間	平成26年4月～平成28年3月					
事業の内容	救急医療、周産期医療、がん医療等高度・専門分野における質の高い看護師を育成するため、研修の実施や認定看護師の資格取得支援及び派遣等を行う。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	29,693(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
	基金	国	19,795(千円)		民	19,795(千円)
		都道府県	9,898(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) (千円)
	その他	0(千円)				
備考(注4)	H26年度：19,880千円、H27年度：9,813千円					

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業						
事業名	離職防止を始めとする看護職員の確保対策				【総事業費】 471,283 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県						
事業の目標	病院内保育所の運営を支援し、子供を持つ医師、看護職員等の離職防止を図る。 病院内保育所利用職員数 3,200人						
事業の期間	平成26年4月～平成27年3月						
事業の内容	子供を持つ医師、看護職員等の離職防止と復職を支援するため、保育施設を整備している病院等に対し、運営に係る人件費の補助を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		471,283 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0 (千円)
		基金	国	306,364 (千円)		民	306,364 (千円)
			都道府県	153,182 (千円)			
		その他		11,737 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) (千円)
備考(注4)	H26年度：459,546千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保のための事業					
事業名	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備				【総事業費】	784,077 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	埼玉県、埼玉県看護協会					
事業の目標	看護師等養成所の教育内容を充実させる。 ・キャリアアップ研修会 85人から100人					
事業の期間	平成26年4月～平成29年3月					
事業の内容	看護師等養成所の教育内容の充実を図るため、養成所に対し、運営に必要な経費を補助する。また、専任教員の教授方法の研修や教育実践能力の向上を図るためのキャリアアップ研修会を実施するとともに、演習に係る設備整備費を補助する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	784,077(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	36,477(千円)
	基金	国	512,710(千円)		民	476,233(千円)
		都道府県	256,355(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
	その他	15,012(千円)				
備考(注4)	H26年度:687,472千円、H27年度:66,593千円、 H28年度:15,000千円					

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業						
事業名	医療機関と連携した看護職員確保対策の推進				【総事業費】 17,848 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県、埼玉県看護協会						
事業の目標	再就業技術講習会を開催することにより、未就業の有資格者の職場復帰を促進する。 ・再就業技術講習会 70人から100人 ・再就業者 600人から650人						
事業の期間	平成26年4月～平成28年3月						
事業の内容	未就業の看護職有資格者の職場復帰を促進するため、最新の知識や技術の習得を支援する講習会を実施する。また、ナースセンターのサテライト化にむけて準備を進める。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		17,848(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	11,898(千円)		民	11,898(千円)
			都道府県	5,950(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)			(千円)
備考(注4)	H26年度：1,481千円、H27年度：16,367千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護職員の就労環境改善のための体制整備				【総事業費】 8,111 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県看護協会						
事業の目標	看護職員の就労環境を改善することにより離職防止を図る。 ・研修 150人から170人 ・アドバイザー派遣 10回から20回						
事業の期間	平成26年4月～平成28年3月						
事業の内容	看護職員の勤務環境の改善支援やワークライフバランスの推進のため、就業環境改善相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		8,111(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	5,407(千円)		民	5,407(千円)
			都道府県	2,704(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)			(千円)
備考(注4)	H26年度：7,555千円、H27年度：556千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護職員の勤務環境改善のための施設整備				【総事業費】	20,670 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県						
事業の目標	ナースステーション等の整備を行い働きやすい勤務環境に改善することにより離職防止を図る。 勤務環境が改善する看護職員数 20人						
事業の期間	平成26年4月～平成27年3月						
事業の内容	病院等が行う看護師宿舎、病院内保育所、ナースステーション等の施設整備に要する経費を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		20,670 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0 (千円)
		基金	国	4,593 (千円)		民	4,593(千円)
			都道府県	2,297 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) (千円)
		その他		13,780 (千円)			
備考 (注4)	H26 年度 : 6,890 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業						
事業名	勤務環境改善支援センターの運営				【総事業費】 5,650 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県、埼玉県看護協会、埼玉県社会保険労務士会、日本医業経営コンサルタント協会埼玉県支部						
事業の目標	・勤務環境改善支援センターの平成26年度中の設置						
事業の期間	平成26年4月～平成28年3月						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・労務管理面でのアドバイザー配置 ・医業分野に関するアドバイザー配置 ・医療スタッフの勤務環境に関する相談窓口の設置 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		5,650(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	3,766(千円)		民	3,766(千円)
			都道府県	1,884(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)		(千円)	
備考(注4)	H26年度：187千円、H27年度：5,463千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業						
事業名	休日・夜間の小児救急医療体制の整備				【総事業費】 240,058 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県、市町村						
事業の目標	<p>アウトプット：小児二次救急医療を担う県内14地区の輪番等参加病院に、運営費を補助する。</p> <p>アウトカム：夜間や休日にも小児救急患者に対応できる第二次救急医療圏の割合。 71.4%（平成25年度末）→100%（平成28年度）</p>						
事業の期間	平成26年4月～平成27年3月						
事業の内容	<p>①小児救急医療支援事業 夜間や休日に小児救急患者の診療を行うため、複数の病院が交代で小児二次救急体制を確保する事業の運営費の一部を補助する。</p> <p>②小児救急医療拠点病院運営事業 地域の拠点病院が、複数の二次救急医療圏から夜間や休日に小児救急患者の受け入れを行う事業の運営費の一部を補助する。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		240,058 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	2,290 (千円)
		基金	国	159,275 (千円)		民	156,985 (千円)
			都道府県	79,638 (千円)			
		その他	1,145 (千円)	うち受託事業等 (再掲) (注3)		(千円)	
備考(注4)	H26年度：238,913 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業						
事業名	電話による小児患者の相談体制の整備				【総事業費】 22,100 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県						
事業の目標	休日や夜間の子どもの急病について電話相談を実施することにより、保護者の不安を解消するとともに、患者の集中で疲弊している救急医療機関の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを支援する。 ・年間相談件数：50,000件						
事業の期間	平成26年4月～平成27年3月						
事業の内容	○小児救急電話相談事業 子どもの急な病気やケガなどについて、家庭での処置方法や医療機関の受診の要否等をアドバイスする。 【相談日及び相談時間】 1 平日（月曜日～土曜日） 19：00～翌7：00 2 休日（日曜日・祝日・年末年始） 9：00～翌7：00						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		22,100 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	14,733 (千円)		民	14,733 (千円)
			都道府県	7,367 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		0 (千円)			(千円)
備考 (注4)	H26 年度：22,100 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

事業の区分	医療従事者の確保に関する事業						
事業名	医師の勤務環境改善					【総事業費】 68,805 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	埼玉県						
事業の目標	医療クランクを配置する病院支援：37医療機関（特定機能病院1、その他36）へ48名の医師事務補助者の病院配置 医師確保が困難な地域等への指導医（非常勤）の派遣：4医療機関						
事業の期間	平成26年4月～平成28年3月						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関が行う医療クランク採用を支援し、医師が診察に集中できる環境整備を行う。（診療報酬で加算されていない医療機関に限る） ・秩父地域など医師確保が困難な地域の若手医師のスキルアップ支援のため、指導医（非常勤）の派遣を行う。 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		68,805(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	45,870(千円)		民	45,870(千円)
			都道府県	22,935(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	H26年度：45千円、H27年度：68,760千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。